

『本年度消費税の改正ポイント パンフで解説—国税庁』

国税庁はこのほど、消費税法等の一部改正についてのパンフレットを公表した。

【Ⅰ. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し】適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、提出日の属する課税期間からの適用が可能となる。(本年4月1日以後に終了する課税期間から適用)

【Ⅱ. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し】郵便物として資産(価額が20万円以下)を輸出し、輸出免税の適用を受けるためには、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証(小包郵便物・EMS郵便物の場合は、これに加えて発送伝票)の保存が必要となる。(本年10月1日以後の資産の譲渡等から適用)

【Ⅲ. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し】仕入れ税額控除制度の適用を受けるために保存の必要な本人確認書類のうち、在留カードの写し、国内に住所を有しない者の旅券の写し、官公署から発給された書類等が除かれることとなった。(本年10月1日以後の課税仕入れから適用)

その他、「総額表示の義務付け」「輸出物品販売場における免税販売手続の電子化」についての解説も掲載されている。参照: 国税庁 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r03kaisei.pdf>

『コロナ禍の賃上げ回答 大手より中小が高い水準が続く』

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各企業は従来にない企業運営を迫られている。多くの企業ではそれらが減収減益要因となっており、経営を圧迫されている企業も少なくない。

そのような中、今年も春闘がはじまっているが、昨年を引き続き、中小労組の獲得額が大手労組を上回る流れが継続している。金属労協の発表によると、3月末現在の集計を1000人以上、300人～999人、299人以下の規模別に見ると、規模が小さいほど賃金改善分の平均獲得額が高くなっていることが明らかとなった。同組合としても「規模が小さい組合になるほど賃上げが高くなっており、中小が大手を上回る構図が定着した」と評価している。

新型コロナウイルスに加えて、恒例行事のようになった最低賃金引上げに春の賃上げなど、中小企業にとっては厳しい状況が続いている。実際、日本商工会議所と東京商工会議所の発表によると現状の最低賃金額を負担に感じている中小企業は過半数に達しており、経営に影響があると回答した企業は6割に及んでいる。各種助成金や補助金などを活用した延命策でのぐだけではなく、コロナ禍の収束がいまだ見通せない状況下、抜本的な業務の見直しやより一層の生産性向上が不可避の課題だろう。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com